

## 利用料金表（別紙）

(要介護認定を受けている方)

2025/10/1現在  
(令和7年10月改定)

◆ショートステイ浩養園(短期入所生活介護) 1日あたりの料金表 【概算】

第4段階ご利用料金（円） (所得区分)住民税課税世帯の方(減額なし)

所得段階 4段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要介護1	869	2,860	1,850	5,579
要介護2	947			5,657
要介護3	1,034			5,744
要介護4	1,116			5,826
要介護5	1,196			5,906

第3段階②ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要介護1	869	2,164	1,705	4,738
要介護2	947			4,816
要介護3	1,034			4,903
要介護4	1,116			4,985
要介護5	1,196			5,065

第3段階①ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要介護1	869	2,164	1,405	4,438
要介護2	947			4,516
要介護3	1,034			4,603
要介護4	1,116			4,685
要介護5	1,196			4,765

第2段階ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要介護1	869	1,674	1,005	3,548
要介護2	947			3,626
要介護3	1,034			3,713
要介護4	1,116			3,795
要介護5	1,196			3,875

第1段階ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要介護1	869	1,674	705	3,248
要介護2	947			3,326
要介護3	1,034			3,413
要介護4	1,116			3,495
要介護5	1,196			3,575

\*1. 上記の【A】については、短期入所サービス費(要介護1～5)、サービス提供体制加算Ⅱ、機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅱ、介護職員等処遇改善加算Ⅱの項目で試算しております。また、必要に応じて、上記以外の加算が追加される場合があります。

\*2. 上記、居住費は、居住費(保険外)を含んだ1日あたりの居住費の合計額となっています。

\*3. 上記、食費は、食費(保険外)を含んだ1日あたりの食費の合計額となっています。

※1. 本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。

負担割合(2割)及び(3割)の方の場合、居住費【B】、食費【C】分を除いた、利用料【A】がおよそ2倍及び3倍となります。

※2. 単位数計算(1単位=10.17円)により多少の端数分誤差が生じる場合があります。本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。